

国立大学法人東京医科歯科大学不正防止計画・推進委員会要領

平成27年1月22日
制 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則（平成27年規則第7号）第6条第2項の規定に基づき、不正防止計画・推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員により組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 各部局等のコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者のうち、統括管理責任者が指名する者
- (3) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を移植する学長の任期の末日以前とする。

3 前条第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 本学における、研究不正防止対策に係る事項を審議する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究活動不正防止計画・推進部署において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月22日から施行する。